

## 個品割賦販売契約（分割払い）に関する約款

利用者は、3PLATZ 株式会社（以下「当社」といいます。）に対して、利用者が別途商品の提供者として記載する事業者（以下「販売店」といいます。）との間で締結した売買契約、役務提供契約又は工事請負契約（以下「売買契約等」といいます。）に基づき購入する別途表示の商品、権利又は工事等の役務（以下「商品等」といいます。）の現金価格合計から頭金を除いた額（以下「残金」といいます。）について、当社に残金相当額について販売店に対しての立替払いを行うことを委任します。利用者は当社への委任について、以下の条項を承認し、遵守するものとします（以下「本契約」といいます。）。

### 第 1 条（立替払いの委任）

1. 利用者は、当社に対し、残金を当社が利用者に代わって販売店に立替払いすることを委任します（以下「立替払契約」といいます。）。
2. 立替払契約は、当社が所定の手続をもって承諾し、販売店に通知した時に成立するものとします。
3. 利用者と販売店との売買契約等は、その申込みをし、販売店がこれを承諾した時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。
4. 本契約が不成立となった場合は、売買契約等も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

### 第 2 条（商品等の引渡し）

1. 商品等は、本契約の成立後、別途表示の引渡時期に販売店より利用者に引き渡されるものとします。
2. 権利は、本契約の成立後、別途表示の移転時期に販売店より利用者に移転されるものとします。
3. 工事等の役務は、本契約の成立後、別途表示の時期に販売店より提供されるものとします。

### 第 3 条（支払方法等）

1. 利用者は、別途表示の残金に当社所定の割合を乗じた別途表示の分割払手数料を加算した金額を第 2 項又は第 3 項に規定する方法であって別途表示する支払方法により当社に支払います。
2. 利用者は、本契約を申し込むにあたり、当社所定の方法により当社が認める利用者名義の預貯金口座を登録するものとします。この場合、利用者は毎月所定の日に当該預貯金口座から引き落とす方法により分割支払金を支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、利用者がコンビニエンスストアの収納代行を利用することを希望する場合には、当社所定のコンビニエンスストアにおける収納代行を利用して分割支払金を支払うことができます。この場合、利用者は当社所定の収納事務

手数料を負担するものとします。ただし、当社都合により前項の預貯金口座を登録できない場合又は引落ができない場合はこの限りではありません。

4. 利用者が本契約その他の契約又は法令に基づいて当社に対して金銭債務を負担する場合において、当社が利用者に対して負担する債務があるときは、当社は、当社の利用者に対する当該債務と利用者の当社に金銭債務とを対当額において相殺できるものとします。ただし、相殺の意思表示は不要とします。

#### 第 4 条（携帯電話機における残金等の支払）

1. 利用者が購入する商品が、携帯電話機（その付属品を購入する場合は当該付属品を含み、いずれも当社が指定するものに限り、以下同じ。）である場合には、商品の残価を設定した上で、当該商品の販売価格から残価を差し引いた金額及び分割払手数料について、別途表示の分割払いの支払回のうち当社が指定する回数分まで分割支払を行い、その最終回において残価を支払うものとします。
2. 利用者は、前項の規定により分割払いを行う場合において、前項の携帯電話機を当社所定の時期に当社所定の店舗において返却するとともに、当社の個別割賦販売を利用して新規の携帯電話機を購入することで、前項に規定する残価の支払を不要とすることができます（以下「分割リセットプログラム」といいます。）。ただし、携帯電話機について初期化ができない等の受付不可品と認められないこと、盗難又は紛失により携帯電話機を返却できない場合その他当社所定の回収、査定条件を満たさない場合には、この限りではありません（査定については、当社又は当社業務委託先が実施いたします）。
3. 利用者は、前項に基づいて分割リセットプログラムを申し込んだにもかかわらず、当社所定の期限内にご利用の携帯電話機を返却しない場合は、前 2 項の規定にかかわらず、当該携帯電話機の残金及び分割払手数料を当該期日経過後に最初に到来する分割支払金の支払期日に一括して支払うものとします。
4. 利用者は、第 1 項の規定により分割払いを行う場合において、同項の携帯電話機を引き続き利用する場合には、当社所定の審査を経た上で、残価について再分割を行うことができます。ただし、次のいずれかの事由に該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 当社が指定する回数の最終回における分割支払金の支払を遅滞したとき。
  - (2) 本契約に基づき期限の利益を喪失したとき。
  - (3) 当社の定める時期までに当社所定の方法にて申し出なかったとき。
  - (4) 本契約のいずれかの条項に違反したとき。
5. 当社が利用者に対して第 2 項又は第 3 項のいずれかの権利を行使するか否かについて確認を求めた場合において、利用者が同項の携帯電話機の利用を継続した場合には、利用者の当該確認への返答の有無にかかわらず、前項に規定する残価の再分割に申込んだものとみなします。この場合、当該残価の再分割については、利用者に代わって販売店に立替払いすることを当社に委任したものと、本契約を適用

するものとしします。

#### 第4条の2（分割リセットプログラムの条件）

1. 利用者は、分割リセットプログラムを利用する場合には、分割リセットプログラム申込時に利用者が利用している通信会社から株式会社ノジマが指定する通信会社のうちいずれかに変更する必要があります。また、株式会社ノジマ又は当社が定める初期費用を支払うものとしします。
2. 利用者は、携帯電話機購入後、当社が設定する期間を経過した場合には、当社が指定する回数分の分割支払が終了するまでの間であっても、分割リセットプログラムを利用することができます。この場合、プレミアム補償（株式会社ノジマが提供する携帯電話の補償サービスをいいます。以下同じ。）の有無にかかわらず、利用者は早期返却手数料を支払う義務を負わないものとしします。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、各号に規定する分割リセットプログラム利用料を当社の求めに応じて支払うものとしします。
  - (1) 携帯電話機が故障品又は破損品等と株式会社ノジマ社又は当社（以下「当社等」といいます。）が認めた場合（プレミアム補償を携帯電話機の返却前に解約した場合を含みます。） 33,000 円
  - (2) 携帯電話機が受付不可品、故障品若しくは破損品であると当社等が認めた場合、又は盗難紛失により利用者が携帯電話機を返却できない場合であって、利用者がプレミアム補償に加入している場合 11,000 円
3. 利用者は、前項において当社が指定する回数分の分割支払が終了するまでの間に分割リセットプログラムを利用する場合には、携帯電話機の代金に係る立替払契約における当社所定の支払回数までの分割支払金の合計額を支払うものとしします。
4. 利用者は、前条1項において当社が指定する回数分の分割支払が終了した後において、同条第4項に基づいて再分割を行う場合においても、分割リセットプログラムを利用することができます。この場合、当社は同項の再分割支払金を免除する場合があります。
5. 利用者が返却した携帯電話機が故障等の原因により前条第1項の残価の支払に満たない場合において、利用者が分割リセットプログラムを利用するためには、当該残価を支払う必要があります。
6. 利用者が、当社所定の店舗において届出等することなく修理等を行った場合その他当社が別途定める分割リセットプログラムに関する条件を満たさない場合には、分割リセットプログラムが適用できない場合があります。
7. 分割リセットプログラムを利用した場合には、プレミアム補償は自動的に解約となります。
8. 利用者が分割リセットプログラムを利用する場合、第3条第3項の規定にかかわらず、同条第2項に基づいて預貯金口座を登録する必要があります。
9. 利用者が分割リセットプログラムを利用する場合において、利用者が当社に支払う

必要のある金銭債務については、前項の預貯金口座からお支払いただきます。分割リセットプログラムにおける携帯電話機の返却や新規の携帯電話機の購入の手續と同時に預貯金口座の変更を行うことはできません。預貯金口座の変更を希望する場合は、当社が開設するマイページより振替口座変更手續申請を行うものとします。

#### 第 5 条 (所有権留保)

1. 利用者は、商品の所有権が、利用者が当社に対して負担する本契約に基づく債務を担保するため販売店から当社に移転し、当該債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。
2. 利用者は、商品の所有権が当社に留保される間、善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、譲渡、賃貸、担保提供その他当社の所有権を侵害する行為を行わないものとします。
3. 利用者は、商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するものとします。

#### 第 6 条 (商品の滅失・毀損の場合の責任)

利用者は、本契約に基づく債務の完済までの間に商品が火災、風水害、盗難等により滅失、毀損したときは、速やかに会社に通知するとともに、別途表示の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

#### 第 7 条 (商品等の引取り及び評価充当)

1. 利用者が期限の利益を喪失したときは、当社は、留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。
2. 利用者は、当社が前項により商品を引き取ったときは、客観的に相当な価格をもって本契約に基づく債務及び商品の引取り、保管、査定又は換価に要する費用の弁済に充当することに承諾するものとします。
3. 利用者は、当社が第 1 項により商品を引き取るときの商品の取外費用及び取外し後の原状回復費用を負担するものとします。

#### 第 8 条 (期限の利益喪失)

1. 利用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。
  - (1) 分割支払金の支払を遅滞し、当社の 20 日以上の間定の定めのある書面による催告後も支払わないとき。ただし、売買契約等が利用者にとって営業のために又は営業としてする取引である等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 2 項に該当する取引（以下「適用除外取引」といいます。）については、分割支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。

- (3) 差押え、仮差押え、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき。
  - (5) 債務の整理・調整に関する申立があったとき。
  - (6) 商品の譲渡、賃貸、担保提供等、当社の所有権を侵害したとき。
2. 利用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。
- (1) 本契約上の重大な義務に違反したとき。
  - (2) 本契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

#### 第 9 条 (遅延損害金)

1. 利用者は、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで次の遅延損害金を支払います。
- (1) 支払方法が本契約に基づく分割払いによる場合 当該分割支払金に対し年 14.6% の割合を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し 法定利率を乗じた額のいずれか低い額
  - (2) 支払方法が前号の場合であって適用除外取引に該当する場合 当該分割支払金に対し年 14.6% の割合を乗じた額
2. 利用者は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し次の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。
- (1) 第 1 項第 1 号の場合  
法定利率
  - (2) 第 1 項第 2 号の場合  
年 14.6%

#### 第 10 条 (費用負担)

1. 利用者は、当社に対する分割支払金の支払に要する費用 (送金手数料) を負担するものとします。
2. 利用者は、支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたとき又は振込用紙を送付したときは、再振替手数料として振替回数 1 回につき又は振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき、330 円 (税込) を別に支払うものとします。
3. 利用者は、分割支払金の支払遅滞等利用者の責めに帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円 (税込) を別に支払うものとします。

4. 当社が利用者に対して書面による催告をしたときは、利用者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
5. 利用者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は公租公課（消費税等を含む。）が変更される場合は、利用者は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

#### 第 11 条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

利用者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、利用者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

#### 第 12 条（支払停止の抗弁）

1. 利用者は、次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払を停止することができるものとします。
  - (1) 商品等の全部又は一部の引渡し若しくは提供がないとき。
  - (2) 商品等に破損、汚損、故障その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があるとき。
  - (3) その他商品等の販売又は提供について、販売店に対して生じている事由があるとき。
2. 当社は、利用者が前項の支払の停止を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 利用者は、前項の申出をするときは、予め上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 利用者は、第 2 項の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。
5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、利用者は支払を停止することができないものとします。
  - (1) 本契約が適用除外取引に該当するとき。
  - (2) 別途表示の支払総額が 4 万円に満たないとき。
  - (3) 割賦販売法に定める指定権利ではないとき。
  - (4) 支払方法が翌月 1 回払いのとき。
  - (5) 利用者による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - (6) 第 1 項各号のいずれかの事由が利用者の責めに帰すべきとき。

#### 第 13 条（早期繰上返済）

1. 利用者は、当初の契約どおりに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の中

途で残金全額を一括して支払ったときは、利用者は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に本請求できるものとします。期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額は、早期完済に伴う事務手数料として当社が受領するものとします。

2. 利用者は、分割支払金の一部の繰上返済をできるものとします。この場合、当社は繰上返済を理由として分割払手数料の返金を行いません。
3. 早期完済とは、当社が設定する最終の支払期日よりも前に分割支払金の残金を一括でお支払いいただくことを指します。
4. 本条は、利用者が分割リセットプログラムを利用する場合には、適用しないものとします。

#### 第 14 条（支払債務の充当順位）

1. 利用者の各回の分割支払金の支払にかかる残金及び分割払手数料等の充当順位・充当割合は、当社任意の方法により行うものとします。
2. 利用者の支払った金額が、本契約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、利用者への通知なくして、当社の適当と認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。

#### 第 15 条（債権譲渡）

利用者は、当社が本契約に基づく債権及び権利を当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じて金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む。）又は債権回収会社（以下「金融機関等」といいます。）に譲渡若しくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む。）その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

#### 第 16 条（住所の変更・調査等）

1. 利用者は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号、勤務先若しくは指定預貯金口座等を変更した場合又は利用者に係る後見人等が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって当社に通知します。
2. 利用者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議を述べないものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

#### 第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、利用者（利用者が法人にあってはその代表者を含む。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員（共生者を含む）等」といいます。）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自ら（利用者が法人にあってはその代表者を含む。）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて融資金融機関若しくは当社の信用を毀損し、又は融資金融機関若しくは当社の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 利用者が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当した場合、若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに立替払契約を解除することができ、かつ、当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。また、これらのいずれかに該当した場合、利用者は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。当該解除又は期限の利益の喪失により、利用者に損害が生じたときでも、利用者は当社に対し何らの請求をしないものとします。

#### 第 18 条（本契約の効力）

本契約に基づく利用者の全ての債務の弁済がなされたときに、本契約は終了するものとします。

#### 第 19 条（合意管轄裁判所）

利用者は、本契約について当社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地、購入地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

3PLATZ 株式会社

東京都中央区新川 1 - 3 - 2 NAX ビル 9 F

**【お問合せ先】**

コールセンター（受付時間 9:30～17:30 土日祝休み）

TEL 03-6222-8045

ホームページ <https://3platz.jp/contact/>